９３０－０２８

中新川郡舟橋村　　　　　　　番地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中新川郡舟橋村長

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の１７第１項・児童福祉法第２４条の２６第１項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 通所受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請者氏名 |  | 申請に係る児童氏名 |  |
| 支給の可否 | 可　　・　　　否 |
| 支給する | 支給期間 |  |
| モニタリング期間 |  |
| 支給しない | 支給しない理由 |  |

審査請求及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に舟橋村長に対し審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

問い合わせ先

　　　中新川郡舟橋村　　舟橋村役場

　　　　　　　　　　　 郵便番号　　930-0295　　　　　　　住所　　富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

　　　　　　　　　　　 電話番号　　076-　　-